

次を述べ通知すること。

第一 第二回会議の議案決定方法の件 左の通り可也。

(1) 本報諸団体より各一名の委員を以て綱領規約調査委員を設置すること。

(2) 委員の姓名は八月中旬に事務局に申入ること。

(3) 委員の招集は表券之を以てす。

(4) 規約綱領に對する草案を八月中旬に事務局に送付すること。

(5) 右草案は大綱でも細目に對するものでも可。

(6) 調査委員の性質は形式的には事務機關なり。即ちその意味は綱領規約

の草案につき決定するものではなく、單に之を整理する機關であるが、

各団体別に意見の相違ある時には又々該團に努め意見の一致に導くため

に努力すべしものである。

此の協議會は以て在の團體が参加した。

所屬団体：リマンニエン 奈良及二組合

同照 産業家具工組合 農務市管共相会

求業無業者同盟

各団体別に對して大した意見の相違も現れず、概率に於て賛同を成したことを

知らせられた。

八月三十一日に、本評議会の本部政治部員會を召集して、召集委員に報告すべし綱領、規約の草案を呈した。利米を參加團體と充分協議して細目に對する決定を爲すべきであるとし、綱領及規約は、その大綱を基本とする事に存した。

九月十七日に至り、第一回綱領規約調査委員會が、召集された。本評議會より、渡辺政之補君が出席した。

第一回綱領規約調査委員會に於て計りざる危険を生ずるに至つた。それは日本評議會政治部員會、永平社長兼事務局の代表は、日本製鋼所前同盟、官業労働同盟、日本労働同盟等の代表との間に綱領草案中の矛盾、激烈な意見の衝突を見るに至つた。その意見の衝突は先づ第一に、官業労働同盟は議案提出上、本評議會等と終始行動を共にし得るべきであるとの意見を述べ、日本労働同盟に於ても十五日の臨時全國大會に於て、政治部員會の報告を齎した。

此の形勢に對し、本評議會では、十月十四日、第八回中央常任委員會に於て、聲明書を發して、吾等は飽くまで謙讓な態度を以て臨むべき事を聲明し、且つ、進歩的の理想を以て、全体が根本的意見の一致に依りて結合するものでなく、黨派間の理想を以て、基く行動の一致を求むるものである。故に單に意見の衝突を分離すべきではないと主張した。

更に代表渡辺政之補君を中村義明君に更迭して、懇々に危険を脱せしむるべ